

(9) 納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの

滞納者Aは、監査日(平成29年2月17日)現在、128万9000円の固定資産税及び都市計画税を滞納しており、滞納整理に係る状況は表12のとおりである。

平成23年1月に滞納発生後、滞納者は月3万円の納付を継続している。平成24年6月1日に100万円納付して大きく残高が減少したものの、その後は監査日現在まで、年額約57万円の滞納に対して年額36万円前後の納付を続け、未納額は増加を続けている。

北都税事務所は、月当たりの納付額の増額をすることとし、平成25年10月、平成26年12月、平成27年6月に増額交渉を行っているものの、監査日現在に至るまで増額が実現していない。

ところで、所が行った財産調査の状況を見ると、固定資産税等の課税物件には2,088万円の根拠当が設定されているものの、台帳価格は土地家屋合わせで9,430万円あり滞納処分が可能であるほか、預金口座についても普通預金の動きがあるだけでなく、100万円の定期預金を維持できしており、資金状況がきわめて厳しいとは必ずしもいえない状況である。

この状況においては、月当たりの納付額の増額に応じなければ滞納処分を行うべきところであるが、所は長期にわたりこれを行っておらず、適切でない。

所は、適切な納税交渉及び滞納処分を行われない。

(北都税事務所)

(表12) 滞納の状況

(単位:円)

滞納者	個人A		
滞納税目	固定資産税・都市計画税		
課税税目	上記のみ		
本税滞納額 (監査日平成29.2.17現在)	1,280,900		
本税滞納金額の 最も古い測定時期	平成26年度3期		
	滞納発生	納付	年末残高
平成23年	1,451,600	330,000	1,121,600
平成24年	593,200	1,330,000	384,800
平成25年	570,100	360,000	564,900
平成26年	572,300	270,000	867,200
平成27年	427,100	470,000	824,300
平成28年	705,600	360,000	1,169,900
平成23年	330,000	(30,000円×11回)	
平成24年	1,330,000	(30,000円×11回+1,000,000円)	
平成25年	360,000	(30,000円×12回)	
平成26年	270,000	(30,000円×9回)	
平成27年	470,000	(30,000円×9回+200,000円)	
平成28年	360,000	(30,000円×12回)	
納付状況	・宅地等 ① 共同住宅(昭和63年築) 宅地243.06㎡、鉄骨造3階建延床540.23㎡、根拠当2,088万円 ② 共同住宅(昭和38年築) 木造延床107.20㎡根拠当無 ③ 他県 居宅木造2階建て125.78㎡、宅地875.36㎡		
財産調査の状況	・預金 平成27.1.29 普通28万円、ローン△41万円、定期109万円 平成28.11.14 普通僅少、ローン△32万円、定期109万円 ※ただし、根拠当権の残債(監査日現在570万円)があり、預金の取立てはできない。		
処分等状況	平成27.8.26未納の都税債務の承認書(分割誓約ではない。) (平成25年度3期～平成27年度1期、本税944,300円)		
業態・特徴等	不動産賃貸ほか(未詳)		

(10) 滞納処分を適切に行うべきもの

法人Bは設備工事業を行う法人で、平成24年7月以来、法人都民税(均等割)と自動車税の滞納があり、1万円から2万円程度の分割納付を断続的に行っていたが、平成26年3月期及び平成27年3月期の2期、確定申告により法人事業税及び法人都民税(税割)が発生し、表13のとおり、滞納額が増加している。

平成28年2月には、修正申告により更に滞納額が増加し、監査日(平成29年2月27日)現在、236万5,100円を滞納している。

このように滞納額が増加している状況において、表14のとおり、分納が履行されず、かつ、平成27年9月に、法人所在地賃貸ビルの管理会社から、家賃の滞納があるため立ち退きも含めた交渉をしていることを聴取しているが、新宿都税事務所は、次のとおり、滞納処分を行っていない。

ア 法人Bは平成28年3月まで自動車を保有していたが、所は自動車登録の差押えを行っておらず、タイヤロックの検討もしていない。

イ 所は、平成27年9月に売掛金債権の調査を行っているが、

① 同年9月、照会先Cから、取引があるため回答するとの電話があったにもかかわらず、監査日現在、回答書の所在が不明であり、返信の有無も不明となっている。

② 同年10月、照会先Dからの回答書により1件(89万1,021円)の売掛金債権があることが判明しているが、差押えを行わなかった。平成28年1月には、所は、Dに再度電話で照会しているが、既に取りなしとの回答を受けている。

その後、平成28年7月、法人Bは所在地にない状況となっている。

所は、滞納処分を適切に行われたい。

(新宿都税事務所)

(表13) 滞納額の推移

年月	滞納額	事由
平成26年3月	5万4,500円	法人都民税(均等割)、自動車税
平成26年7月	47万5,300円	平成26年3月期の確定申告による法人事業税・法人都民税(税割)の滞納発生
平成27年7月	138万6,200円	平成27年3月期の確定申告による法人事業税・法人都民税(税割)の滞納発生
平成28年2月	238万5,600円	平成26年3月期、平成27年3月期の修正申告により滞納発生

(表14) 売掛金債権調査(平成27年9月)時点における分納の履行状況

分納期間	分納約束の内容	履行状況
平成26年7月～12月	月25,000円×6回	7月、12月に納付がなく、分納期間に2か月遅れて2月に納付されている。
平成27年3月～12月	月70,000円×10回	3月、4月、6月、10月は各7万円納付 5月、7月、8月、9月分は納付なし

生活文化局

1 指標事項

(1) 東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの

都民生活部は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対し、都民が活動しやさい環境の整備、ボランティアやNPOなどの幅広い市民活動の支援を図ることを目的として、東京ボランティア・市民活動センターの運営に要する経費を表1のとおり補助している(注)。

ところで、部における補助対象事業の効果検証方法について確認したところ、要綱に基づきセンターから年度末に提出される事業実績報告書及び部とセンターとで行う月1回の定例会でのヒアリングにおいて事業の検証を行うこととしている。

しかしながら、監査日(平成29年1月16日)現在、以下のような不適切な状況が認められた。

ア 補助対象経費及び事業実績の検証について

(ア) 部は、要綱に定める様式において、年度末に実績報告を求めているものの、補助対象経費の実支出額については、表1の項番の事業ごとの総額のみを報告する形式となっており、総額の算出根拠となる個別の事業支出額が適切であるかを確認できるものとなっていない。

(イ) 補助対象経費の実支出額について、領収書等の支出関連書類により使用を確認していない。

(ウ) 部は、事業が適時に進行していたのか客観的に把握できる報告を徴すべきであるが、年度末に一度事業実績報告書を作成するのみで、月又は四半期ごとの事業実績報告を徴していない。

さらに、部は、事業の進捗は定例会で把握していたと説明するが、定例会の議事録を作成していない。

イ 事業実績に基づく補助対象事業の効果検証について

部は、表1の補助対象事業について、事業実績及びセンターが行っている利用者アンケート結果等を徴し、それを用いて事業の有効性や改善の必要性を判断するための効果検証をすべきところ、行っていない。

部は、補助対象事業の効果検証を適切に行われたい。

(都民生活部)

(注) 平成28年度東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付要綱(平成28年4月1日付27生都地第1896号)

(表1) 補助対象事業の内容

(単位：千円)

区分	事業内容	補助額
1	職員人件費 (常勤9名、非常勤9名)	86,505
2	庁舎管理費 (事務室使用料、管理費分担金)	18,821
3	センター運営 (運営委員会4回、常任委員会1回)	5,518
4	情報提供・提供事業実施状況 (ホームページ運営、情報誌発行、ブログメディア検索サイト運営等)	31,299
5	相談事業実施状況 (電話・Eメール、来所等による相談)	16,109
6	人材育成事業実施状況 (市民活動団体等向けの研修)	1,735
7	交流会事業実施計画 (交流会の実施)	1,673
8	災害ボランティア活動支援事業 (資機材倉庫借上げ、購入)	3,742
9	施設・機材等の提供事業 (会議室、印刷機等の貸出し)	630
合 計		166,032

(2) 端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの
 東京ウイメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している(注1)。

その特命理由は、施設予約システム(注2)と連動している総合受付案内表示用液晶ディスプレイの貸借を行っているがAであり(注3)、Aが施設予約システム及び案内表示用システムの調整、運用方法を熟知しているためとしている。

しかしながら、本件契約は端末、プリンタ等の一般的なリース契約であり、機器の導入に当たって必要となるソフトウェアのインストール作業等は、他の事業者でも実施できるものであることから、特命随意契約を締結する理由は認められない。

プラザは、端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直されたい。(東京ウイメンズプラザ)

(注1) 東京ウイメンズプラザ施設予約システム機器の借入(長期継続契約)

契約期間：平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

契約金額：月額3万8,124円(総額228万7,440円)

貸借人：A

(注2) 平成28年度東京ウイメンズプラザ施設予約システムソフトウェア保守委託

契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額：129万6,000円

受託者：B

(注3) 液晶ディスプレイの賃借(長期継続契約)

契約期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

契約金額：月額1万2,312円

貸借人：A

(3) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

東京ウイメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している(注1)。

ところで、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、パソコン本体等の物件価格に保守料率を乗じて算出しているが、①対象となる物件を全て網羅せずに物件価格を算出、②誤った保守料率を適用して保守料を算出しており適切でない。プラザは、リース契約に係る積算を適切に行われたい。(東京ウイメンズプラザ)

(注1) 東京ウイメンズプラザ施設予約システム機器の借入(長期継続契約)

契約期間：平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

契約金額：月額3万8,124円(総額228万7,440円)

(4) 出せん契約を見直し、適切に運営すべきもの

文化振興部は、毎年度の出せん契約により公益財団法人東京都歴史文化財団に出せん金を基にした積立金を造成させて、各事業の助成金交付事務などを行わせている。

ところで、各事業の平成28年度の運営状況を見たところ、表2の事業については、平成27年度以前の残余金を繰り越して運営していることが認められた。

しかしながら、出せん契約では、各助成事業が対象とする活動の期間は表3のとおりとなっており、助成対象が確定したことによる残余金の扱いについての規定はない。

また、部は、当該残余金の公有財産上の扱いについては意思決定しているものの、出せん契約上の繰越し等の扱いについては意思決定していない。

契約上の規定がないにもかかわらず、意思決定をせず次年度以降に残余金を繰り越していることは適切でない。

さらに部は、財団から毎年度末に公益法人会計基準に基づいた発生主義での金額の報告を受けているが、出せん金にかかる公有財産上の金額は、現金主義での金額を計上していることから、現金主義での金額を把握していないことは適切でない。

部は、助成対象が確定したことによる残余金について繰越し等の扱いを明記するなど、出せん契約を見直し、適切に運営されたい。

(文化振興部)

(表2) 残余金を繰り越している事業

事業名	事業期間	出えん額	平成26年度	平成27年度
			以前残余金繰越額	余金繰越額
平成28年度東京芸術文化創造発信助成事業	平成28年度～平成30年度	150,000,000	7,906,638	
東京都域芸術文化助成事業	平成28年度	15,000,000		12,472,850
芸術文化による社会支援	平成28年度	10,000,000		467,708

(単位：円)

(表3) 出えん契約ごとの各助成事業が対象とする活動の期間

事業名	平成27年度出えん契約	平成28年度出えん契約
平成28年度東京芸術文化創造発信助成事業	—	平成28.4.1～平成31.3.31
東京都域芸術文化助成事業	平成27.4.1～平成28.3.31	平成28.4.1～平成29.3.31
芸術文化による社会支援	平成27.4.1～平成28.3.31	平成28.4.1～平成29.3.31

2 意見・要望事項

(1) 外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について

都民生活部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人に対して街中で積極的に声をかけ、道案内等の手助けを行う「外国人おもてなし語学ボランティア」の育成を行っている（登録者数：平成29年1月末現在9,595名）。当該ボランティア向けには、登録時の育成講座のほか、フォーラムを開催するなどしてフォローアップを行っている。

ところで、ボランティア登録後における活動状況を部に確認したところ、登録者のうち、約45%が活動を行っていないとの結果を得ており、登録者向けに実施したアンケート結果でも、参加者からボランティアの活動機会の提供を要望する意見も一定数認められるなど、ボランティア自身が活動機会を適切に見出せていない状況が認められた。そこで部は、対応策として登録者に対し、メールで外国人向け局内イベント等の周知を行い、活動機会を促したとして周知を行ったのは8月及び9月の2回であり、適時に周知しては認められない状況にあった。部は、当該ボランティアは活動機会を自主的に確保していくものであるとして、ボランティア登録直後等において活動が定着するまでは、部が、登録者の要望に添えイベント情報を適時かつ適切に周知していくなどの取組が必要である。また、当事業に係る投下した経費を踏まえ、登録した人材を有効活用するよう検討が望まれる。

(都民生活部)

(2) 東京都防災（語学）ボランティアの活動促進について

都民生活部は、災害時における被災外国人支援のため、一定の語学力を有する都民等を防災（語学）ボランティア（以下「語ボラ」という。）として募集、審査、登録及び研修を行っている（注1）。

ところで、語ボラ登録後における活動状況を部に確認したところ、以下の状況が認められた。平常時の活動促進の検討について
部は、平常時において、表4のとおり、団体等の実施する事業について要請に応じ語ボラを派遣することとしている。

ところで、平成28年度における語ボラの活動状況は、部が毎年実施する防災訓練を除くと、監査日（平成29年1月16日）現在、実績が1回にとどまっている。

しかしながら、部が登録者から徴取した「語ボラ活動希望調査」によると、平常時の活動希望者が738人（注2）中695人いることが確認できた。

このことから、希望者については、表4の事業について積極的な活用を検討すべきであり、また、表4の記載のとおり東京都各局（警視庁及び東京消防庁含む。）及び東京都監理団体等に対しても、当該語ボラの制度を周知するなどして、平常時における活動の促進を検討することが望まれる。

イ 適時かつ適切な情報提供の検討について

部は、表5のとおり、「東京都防災（語学）ボランティアニュース」を登録者へメールにて送付するとともにホームページに掲載し、語ボラに関する情報提供を行っている。

ところで、平成28年度のニュース発行回数は監査日（平成29年1月16日）現在1回で、平成26年度（4回）と比較して減少しており、積極的な情報提供となっていない。また、その内容は、全7日程のうち既に4日程が終了した研修の募集案内に掲載するなど、登録者にとって適時かつ適切な情報提供となっていない。

部は、ニュースの発行回数や内容を見直し、登録者にとって有効な情報提供となるよう検討することが望まれる。

(都民生活部)

(注1) 根拠：東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月11日付総務局長決定）

(注2) 平成28年11月末現在の登録者数

(表4) 東京都防災(語学) ボランテニアの平常時の活動に関する取扱要領の抜粋

(派遣対象事業等) 都民生活部長は、次の各号に掲げる団体等の実施する事業について、要請に応じてボランテニアを派遣する。

- (1) 東京都生活文化局に設置する外国人災害時情報センターが、防災訓練を実施する際に外国語による支援が必要な場合
- (2) 東京都の各局及び東京都監理団体が実施する事業において、外国語による支援が必要な場合
- (3) 都内区市町村及び区市町村が設置する団体が実施する事業において、外国語による支援を必要とし、区市町村だけでは対応が困難な場合
- (4) その他都民生活部長が特に必要と認めた場合

(表5) 東京都防災(語学) ボランテニアニュース発行状況

年度	発行時期	内容
26	平成 26. 5	平成 25 年度「外国人支援のための防災訓練」を実施しました/コラム>地震のある国・地震のない国/防災グッズ知識>家具の転倒対策をしましょう
	平成 26. 7	平成 26 年度ボラ研修年間実施予定/平成 26 年度東京都総合防災訓練実施のお知らせ/観光ボランテニアのご紹介
27	平成 26. 9	平成 26 年度東京都・杉並区合同総合防災訓練を実施しました/防災グッズ知識>大雨・台風に備えましょう/平成 26 年度ボラ研修を実施していきましょう
	平成 26. 12	「災害時外国人支援活動事例研究」研修の報告/多言語翻訳コミュニティ>ヨソ訓練を実施しました!
28	平成 27. 5	平成 27 年度ボラ研修年間実施予定/平成 27 年度東京都総合防災訓練実施のお知らせ/平成 27 年 3 月 18 日(水)に実施した翻訳訓練の結果報告
	平成 27. 9	「やさしい日本語」技術研修実施報告/外国人のための生活ガイド(東京都国際交流委員会)/最近の災害事例から
28	平成 28. 11	平成 27 年度外国人支援のための防災訓練実施について/平成 27 年度ボラ研修実施について/平成 28 年度ボラ研修実施予定/平成 28 年 3 月 16 日(水)に実施した翻訳訓練の結果報告

(3) 調査が重複しないよう工夫することについて

文化振興部は、ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約(以下「契約①」という。)を業者Cに(注1)、首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約(以下「契約②」という。)を業者Dに(注2)、それぞれ委託している。

契約①は、ホームページで公開している50人以上の都内のホール等のリストを更新する調査である(調査対象数:約1,300施設)。一方、契約②は、近県も含めた1,000人以上の収容能力を有するホール等の現状を把握したうえで、需給調査やユーザー調査等も行い、分析を行うものである(調査対象数:約230施設)。なお、これらの調査委託は、同時に並行して実施している。

ところで、契約内容を見たところ、基本調査の項目(場所、施設規模、利用方法、改修等

の予定又は履歴等)は、契約①及び契約②で同様であり、調査対象について、都内の1,000人以上の収容能力を有するホール等について重複している(87施設)。

調査項目については、両契約とも、契約締結後に協議して作成することとなっていたのであるから、調査の重複を防ぎ、87施設の負担を軽減するため、契約①又は契約②のいずれかの調査で足りるよう工夫するか、又は調査項目が重複しないよう工夫することが必要であった。

部は、調査を適切に実施することが望まれる。

(文化振興部)

(注1) ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約(契約①)

契約金額:583万2,000円

契約期間:平成28年10月4日から平成29年3月31日まで

(注2) 首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約(契約②)

契約金額:1,684万8,000円

契約期間:平成28年10月7日から平成29年3月31日まで

オリエンビック・パワリングビック準備局

1 指商事項

(1) 契約内容の変更を適正に行うべきもの

総合調整部では、外国人がオリエンビック・パワリングビックの開業都市である東京に対し、災害等の緊急事態発生時に何を期待しているかを把握、分析し、その結果を今後の検討の基礎資料とするため、表1のとおり、委託契約をAと締結している。

当該契約の仕様書では、①インターネットの実施（集計・分析）、②成田国際空港等におけるインターネットの実施（集計・分析）、③外国人支援団体等に対するヒアリング調査（集計・分析）を実施し、最終調査報告書（以下「報告書」という。）を作成、納品することとしている。

しかしながら、報告書を見たところ、表2のとおり、③について、仕様書で定められた内容と一部が異なっていることが認められた。

部は、この内容変更について、口頭で協議を行ったとしているが、文書による手続を経たおらず、適正でない。

部は、契約内容の変更を適正に行われない。

(総合調整部)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

契約期間	契約件名	契約金額
平成 28. 5. 12～	外国人の安全安心に関する意識・要望調査委託	9,720,000
平成 28. 11. 30		

(表2) 仕様書の内容と報告書の内容が異なっているもの

仕様書の内容	報告書の内容
ヒアリング調査（5団体程度）に当たっては、設問案を作成し、設問ごとの単純集計（注1）及び設問間のクロス集計（注2）を行い、作図・作表を行う。また集計結果の分析を行う。	ヒアリング調査（5団体）の設問については、設問項目ごとに自由記述式で行っており、記述結果の作表・分析を行っている。このため、設問ごとの単純集計及びクロス集計、クロス集計ごとの作図・作表は行っていない。

(注1) 単純集計とは、設問ごとに集計するもの

(注2) クロス集計とは、設問項目を掛け合わせて集計するもの

都 市 整 備 局

1 指商事項

(1) 調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、下水道管布設工事及び整地工事に伴う損害賠償算定の基礎資料とするため、表1の契約を締結している。

ところで、当該契約の仕様書では、表1の「業務内容」のとおり、所有者から被害届又は事後調査確認書を受領することとなっている。

しかしながら、受託者からの納品物を確認したところ、全14件中7件について、表2のとおり、被害届又は事後調査確認書の受領が履行期限経過後となっているにもかかわらず、所は完了検査を合格としており、適正でない。

所は、調査委託契約に係る完了検査を適正に行われない。

(第一市街地整備事務所)

(表1) 契約の概要

契約件名	(25 六-2) 工事に伴う家屋事後・復旧調査委託
契約期間	平成 2 8. 1 2. 1 6～平成 2 9. 3. 1 3
契約金額	3,240,000 円 (変更後：2,041,200 円)
受託者	A

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査との対比により損傷の程度を定量的に明らかにする。 ・損傷と工事との因果関係を考察する。 ・所有者に説明し、損傷がある場合は所有者から被害届を受領し、損傷がない場合は事後調査確認書を受領する。 ・原状回復又は機能回復に係る修繕費用を算定する。
------	--

(表2) 履行期限後の書類受領

年月日 (平成)	調査対象者				
	a, b	c	d, e	f, g	
履行期限	29. 3. 13	29. 3. 13	29. 3. 13	29. 3. 13	
完了検査日	29. 3. 21	29. 3. 21	29. 3. 21	29. 3. 21	29. 3. 21
被害届又は事後調査確認書の受領日	29. 3. 17	29. 3. 24	29. 4. 5	29. 4. 17	

(2) 調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの
 都市基盤部は、観光バスの路上駐停車による問題について実態の調査及び対策の検討を行うため、表3の契約を締結している。

ところで、表3の「業務内容」のうち、「⑦ 関係者会議への出席及び資料の作成」について、当該契約の仕様書では、都が指定する国や警察等関係機関との会議（5回を想定）に出席するとともに、会議に必要な資料及び会議録を作成することとしている。

そこで、本契約の成果品を見たところ、関係機関の都合により、5回の開催が想定されていた関係者会議のうち4回は翌年度に延期されたことが認められた。

このことについて、部は、会議への出席は全国各地の取組等を対策方針案に反映させることが目的であるため、受託者に対し、延期された会議への出席に代えて他の自治体の取組状況等を個別にヒアリングし報告書にまとめるよう指示したとしている。

しかしながら、仕様書で定めた契約内容を変更しているにもかかわらず、部は、書面による変更手続を行っておらず、適正でない。

部は、調査検討委託契約の変更手続を適正に行われない。

(都市基盤部)

(表3) 契約の概要

契約件名	平成28年度観光バスの駐車対策に関する調査検討委託
契約期間	平成29.1.17～平成29.3.28
契約金額	8,640,000円
受託者	B
業務内容	① 観光バスの路上駐停車による問題事象の把握及び問題発生原因の整理 ② 実態調査の実施 ③ 問題発生原因の分析及び原因別対策案の検討 ④ 将来の観光バス需要及び問題点の想定と対策効果の検討 ⑤ 問題解決に向けた都施策の検討 ⑥ 対策方針案の作成 ⑦ 関係者会議への出席及び資料の作成

(3) 都営住宅の退去に伴う損害金の測定を適正に行うべきもの

西部住宅建設事務所は、都道の拡幅工事に伴い、武蔵野市内の都営住宅建物一棟を取り壊すため、平成24年6月に、居住者に退去を求めた。

退去に応じなかった居住者について、所は、平成25年9月30日に都営住宅の使用許可を取り消し、2回の訴訟を経て、平成28年11月30日に当該居住者が未退去したことを確認した。

ところで、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第22条では、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について測定しなければならぬとされている。

しかしながら、所は、監査日（平成29年4月19日）現在、損害金5万5千4,800円（平成25年10月から平成28年11月までの住宅使用料相当額38か月分）について測定を行っておらず、適正でない。

所は、都営住宅の退去に伴う損害金の測定を適正に行われない。

(西部住宅建設事務所)

(4) 建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

第二市街地整備事務所は、事務所庁舎の設備点検や清掃を行うため、表4の契約を締結している。

本契約の標準仕様書（注）によれば、構内電話交換設備について、電子交換機、ボックスメニュー及び電源装置は6か月に一度、電話機及び配線は年に一度の点検が定められている。

しかしながら、受託者から提出された保守点検報告書を見たところ、表5のような様式となっており、装置名及び点検内容が標準仕様書と対応していないため、仕様書どおり点検が行われたか確認できず、適切でない。

所は、報告様式を改めるなど、建物管理委託契約の履行確認を適切に行われない。

(第二市街地整備事務所)

(注) 維持保全業務標準仕様書（東京都財政局建築保全部工務課編集 平成26年4月版）

(表4) 建物管理委託契約の概要

契約件名	東京都第二市街地整備事務所庁舎建物管理委託
契約期間	平成28.4.1～平成29.3.31
契約金額	5,508,000円
受託者	C
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検保守業務 ・運転・監視業務 ・清掃業務 ・建築物環境衛生管理業務 ・建築基準法第12条の規定による定期点検

(表5) 保守点検報告書 (平成28年5月の例)

装置名	点検内容	結果
加入者回路	発着信接続試験	○
トランク	手動接続試験	○
機能	内線/トランクに関する機能	○
診断	各種診断試験	○
電源装置	DC・DG・コンバーター、出力電圧測定	○
システム	加入者情報	○
	閉塞・ロッキング表示	○
運転ソフトウェア	障害情報、時計表示	○
	ソフトウェア更新 (変更)	○
配線盤	MDP・IDF ジャンパー点検・テスト・ヒートコイル	○
整備	図面・帳票類・機械室ほか	○
清掃	ラテン、パネルタ、蓄電池、機械室ほか	○

(5) 工事の施工管理を適切に行うべきもの
 西部住宅建設事務所及び東部住宅建設事務所の工事について見たところ、次のとおり、施工管理が適切でないものが認められた。

ア 西部住宅建設事務所は、表6のとおり、消防用設備等の追加工事契約を締結し、都営住宅のベランダに避難用器具を設置している。

これは、表7のとおり、所が当該都営住宅を建設した際、消防署から避難用器具の設置位置変更を求められていたにもかかわらず、設計変更等の処理を行わなかったことによるものであり、結果として、本件追加工事代金125万2,800円が不経済支出となっている。

イ 東部住宅建設事務所は、都営住宅の建替工事を実施した際、水道メータが所在不明となったため、表8のとおり、水道メータ弁償金を支出している。

これは、表9のとおり、所が、施工場所の地下に水道メータを残したこと及びこれについて留意し管理を適切に行うべきことを施工業者に伝えなかったことによるものであり、結果として、本件弁償金10万8,000円が不経済支出となっている。

両所は、このような事案が再発しないよう、工事の施工管理を適切に行われない。

(西部住宅建設事務所)
 (東部住宅建設事務所)

(表6) 追加工事契約の概要 (単位：円)

件名	金額	期間	受託者
都営昭島福島町アースト消防用設備等追加工事	1,252,800	平成28.10.20～平成28.11.11	D

(表7) 追加工事に至った経緯

年月	経緯
平成26年2月	・「都営住宅25H-111西(昭島市福島町)工事」契約を締結(工事期間：平成26.2.28～平成28.1.29)
平成26年3月	・所は、建築基準法第18条第2項により、建築主事に計画を通知
平成26年5月	・所轄消防署が、避難用器具の設置位置の変更を指示
平成28年1月	・所が設計変更等の処理を行わなかったため、避難用器具の設置位置を変更しないまま上記工事が完了
平成28年3月	・所轄消防署が、避難用器具の設置位置が不適切と指摘
平成28年4月～9月	・所、設計事務所及び工事受注者間で協議検討した結果、消防用設備等追加工事に対処

(表8) 水道メータ弁償金の概要 (単位：円)

件名	金額	支払日	支払先
水道検針メータの取扱に係る支出について	108,000	平成28.11.22	東京都水道局

(表9) 水道メータ弁償金支払の経緯

年月	経緯
平成26年5月	・都営板橋富士見町団地解体工事完了 給水管及び当該水道メータは、再利用の可能性があったため施工場所の地下に残置
平成27年9月	・都営板橋富士見町団地建設工事着手。所は、施工業者に水道メータが残されていることを伝えなかった。
平成28年3月	・水道局職員が現場を訪れ、水道メータが所在不明であることを発見。所に対し状況調査及び報告を依頼
平成28年3月～11月	・所は、解体業者及び建設業者にヒアリングや調査を行ったが、水道メータの所在、原因ともに不明
平成28年11月	・東京都水道局の規程に基づき、所が弁償金を支出

環 境 局

1 指図書事項

(1) ノネコ引取り作業等委託について
自然環境部(以下「部」という。)は、約減危険種アカガシラカラスバトの保護を目的として、小笠原村の父島及び母島の生息地周辺で捕獲され、船で竹芝客船ターミナルに搬送されたノネコ(注1)を、表1の契約によって引き取り、飼化(注2)を行う動物病院等の関係機関へ搬送している。
この引取り作業等について見たところ、以下のとおりであった。

ア 委託の作業報告を適切に指導すべきもの

仕様書では、受託者は作業完了後1週間以内に作業報告書を提出するよう定めている。ところで、受託者から提出された作業報告書を見ると、表2のとおり作業日の属する月の末日に1か月分の作業報告書がまとめて提出されており、適切でない。
部は、作業の報告について受託者を適切に指導されたい。

(自然環境部)

イ 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの

部は、ノネコを引き取った時点及び動物病院等に引き渡した時点において写真を撮影し、作業報告書に添付して提出するよう受託者に口頭で求めていることである。ところで、受託者から提出された写真を見ると、動物用コンテナが撮影されているものの、個体を識別できる番号等が写真では確認できないことが認められた。
これは、履行確認の方法について具体的に仕様を定めていないことによるものであり、適切でない。

部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。

(自然環境部)

(注1) 野生化したイエネコ。人間社会に依存する野良猫とも、遺伝学的に異なるヤブネコとも区別される。

(注2) 人に慣れさせて、飼い猫として人間と生活できるようにすること。

(表1) ノネコ引取り作業等に係る契約状況

件名	契約単価	予定数量	推定総金額
平成28年度アカガシラカラスバト生息地保全のため のノネコ引き取り作業等委託(単価契約)	17,064	60回	1,023,840

(単位：円)

(表2) ノネコ引取り作業等委託の平成28年5月の報告状況

指示 No.	指示日	作業日	作業報告書提出日	搬送数
6	平成28年5月12日	平成28年5月14日	平成28年5月31日	3頭
7	平成28年5月12日	平成28年5月14日	平成28年5月31日	2頭
8	平成28年5月18日	平成28年5月20日	平成28年5月31日	2頭

(2) ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について

部は、小笠原諸島で捕獲され、順化を行う動物病院等の関係機関へ搬送したノネコについて、内地の野生生物や飼養動物に寄生虫や感染症が広がることを防ぐため、表3の契約によって駆虫や感染症対策等の処置を委託している。
この処置委託について見たところ、次のとおりであった。

ア 委託の作業報告を適切に指導すべきもの

仕様書では、受託者は処置完了後速やかに感染症対策等実績報告一覧表(以下「一覧表」という。)を提出するよう定めている。

ところで、受託者から提出された一覧表を見ると、契約期間に係る全ての処置について、平成29年1月31日にまとめて提出されており、適切でない。

部は、作業の報告について受託者を適切に指導されたい。

(自然環境部)

イ 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの

受託者から提出された一覧表を見ると、病院名や処置日、処置状況等については記載されているものの、これらを確認できる資料が添付されていないことが認められた。

感染症対策等の処置が行われていることを確認するための具体的な資料の提出について、仕様書で定めていないことは、適切でない。

部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。

(自然環境部)

(表3) ノネコの感染症対策等の処置に係る契約状況

件名	契約期間	契約単価	予定数量	推定総金額
平成28年度ノネコ搬送に伴う感染症対策等委託(単価契約)	平成28.4.1～平成29.3.31	9,720	60頭	583,200

(単位：円)

(3) 移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの

部は、清瀬小児病院跡地における再編整備の一環として、生育するアカマツ等を保全するために移植し、その後の維持管理について、表4のとおり、契約を締結し樹木の管理を行っている。

ところで、この契約手続について見たところ、表5のとおり、落札率が著しく低く、予定価格と最高入札金額との開きも大きいことが認められた。

この原因は、本維持管理業務の仕様においては、アカマツ移植の特許の有無や実績を求めないにもかかわらず、アカマツの活着率の高い移植工法の特許を有する業者1者からのみ参考見積りを徴し、予定価格としたことによるものである。

部は、予定価格決定時に複数の業者から参考見積りを徴するなど、積算を適切に行われたい。

(自然環境部)

(表4) 契約状況

件名	契約金額	契約期間	受託者
清瀬小児病院跡地移植樹木維持管理委託	1,296,000	平成28.4.1～平成29.3.21	A

(単位：円)

(表5) 入札状況

入札者	予定価格	入札金額	落札率
A		1,200,000	13.3
B		1,335,400	
C		1,550,000	
D		2,260,000	
E	9,038,000	2,500,000	
F		2,670,000	
G		3,000,000	
H		3,700,000	
I		6,000,000	
J		7,000,000	77.5

(単位：円、%)

(4) 自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの
 多摩環境事務所では、自然公園維持管理のため、表6のとおり契約を締結し、工事を行っている。
 とところで、工事の実施に係る事務手続について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

ア 仕様書には、作業実施に当たって、都監督員から作業指示を受理した場合には、受託者は、速やかに対応することとされている。

しかしながら、表7のとおり、受託者は、都監督員からの指示を受理する前に使用する工
 事材料を発注していた。

所は、受託者に対し8月2日に都監督員が口頭で指示及び現場説明を行ったとしているが、
 その記録が所に残されておらず、確認ができない。

イ 仕様書には、受託者は作業完了後、完了届を提出し、都監督員の完了検査を受けることと
 なっているが、表8のとおり、完了届に記載された検査日は工事の完了日より前の日付とな
 っていた。

所は、作業完了後に完了検査を行ったとしているが、確認ができない。

所は、自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行われない。

(多摩環境事務所)

(表6) 契約状況 (単位：円)

件名	発注限度額	契約期間	受託者
自然公園維持管理工事 (単価契約)	5,400,000	平成28.4.1～平成29.3.31	K

(表7) 使用する工事材料の発注状況 (単位：円)

指示書に記載された指示日	受託者による発注日	発注内容	発注金額
平成28年9月15日	8月3日	ナイロンロープ	16,600
	〃	単管パイプ	46,800
	8月4日	土厚木階段	33,000
	合計		96,400

(表8) 検査状況

指示番号	指示日	完了日	検査日
6	平成29年1月17日	平成29年1月30日	平成29年1月3日
7	平成29年1月27日	平成29年2月27日	平成29年2月3日

(5) 業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの
 多摩環境事務所の職入について見たところ、八王子市からの委託料の返還金87万7,807
 円について、過年度の事業に係る返還金であるとして離入で受け入れていた。

これは、緑地保全地域の維持を目的として、所が市と締結した表9の協定に基づく平成27
 年度の委託業務について、協定の対象区域外での作業が実績に含まれていたことから、表10
 のとおり過私委託料が発生し、平成28年度に返還を受けたことによるものである。

所は、市から提出された作業記録図においてこの事実を確認したが、報告書類が提出され
 たのは平成28年7月12日であり、業務完了から約11か月を経過した平成29年2月28
 日に、所が過私金の返還請求を行ったことは適切でない。

この協定は今後も継続するものであることから、所は今後の作業委託に当たり、業務完了時
 に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導されたい。

(多摩環境事務所)

(表9) 保全地域の植生管理委託に関する協定の状況 (単位：円)

件名	委託料	支払方法	委託期間	受託者
平成27年度保全地域植生管理委託に 関する協定	3,233,520	前金払	平成27.4.1～ 平成28.3.31	八王子市

(表10) 植生管理委託料の過私の状況 (単位：円)

対象区域外の作業地域	作業内容	過私額	納入日
宝生寺緑地保全地域 (民有地)	支障枝伐採	492,264	平成29.3.17
上川の理特別緑地保全地域	支障枝伐採及び草刈	385,543	
合計		877,807	

福祉保健局

1 指摘事項

(1) 受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進捗管理を適切に行うべきもの

北療育医療センター(以下「センター」という。)は、重症心身障害者等の入所施設(医療型障害児入所施設・療養介護)と通所施設(医療型児童発達支援センター・生活介護)としての機能に加え、一般の医療機関では対応が難しい心身障害児・者の入院・外来の医療を行う総合療育医療センターである。

センターは社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託している。

仕様書において、査定(注1)となった診療報酬明細書(レセプト)のうち、再審査請求(注2)すべきものについて、請求漏れ調査を行いセンターに報告することなどを定め、受託者は、表計算ソフトにより、査定されたレセプトの整理簿を作成している。

この整理簿につき、監査日(平成29.5.29)現在において、①平成29年3月の査定案件が漏れなく整理簿に記載されているかを見たところ、記載漏れが1件、②整理簿に記載された平成28年度の全査定案件の処理を見たところ、再審査請求がなされていないものが6月査定分において1件、認められた。

センターは、受託者への履行確認を行うとともに、診療報酬請求業務の進捗管理を適切に行われない。

(北療育医療センター)

(注1) 査定とは、保険診療として認められない診療行為、過剰な診療行為等の理由で社会保険診療報酬支払基金等から保険請求を減額されたもの。

(注2) 再審査請求とは、査定されたレセプトについて、病院内の保険診療委員会等に諮った上で、調査・修正等の上、社会保険診療報酬支払基金等に申し立てて再度請求すること。

(2) 再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの

北療育医療センター城北分園は、医療型児童発達支援センター及び生活介護事業所の機能を持つ通園・通所施設であり、併せて外来の診療体制を整備している。

園は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託しており、仕様書において、査定となった診療報酬明細書(レセプト)について、整理簿に記載し園の求めに応じて報告すること、また、再審査請求又は取下げの手続きを行い整理簿に記載することなどを定めている。

ところで、園では、保険診療委員会を設置していないため、査定案件は受託者が唯一の常勤医師である園長に協議し、園長の再審査請求をするかしないかの指示により、再請求すべきものは受託者が行うこととしている。しかし、その指示を文書決裁の形で行っておらず適切でない。

園は、再審査請求の実施の有無について、文書により意思決定されたい。

(北療育医療センター城北分園)

(3) 母子父子福祉資金事務について

西多摩福祉事務所は、母子・父子家庭等(配偶者のいない家庭で20歳未満の児童を扶養している家庭等)に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和39年東京都規則第320号)等に基づき、修学資金等の貸付及び償還事務を行っている。

ところで、この事務の実施状況を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 貸付決定時の審査を適切に行うべきもの

修学資金等の貸付をする場合は、規則により、申請者の収入を明らかにする書類が必要としているが、表1の1番においては、貸付決定時に一部これを徴していないことが認められた。また、2番及び3番においては、提出書類である生活費収支内訳書の償還時収支欄に記載漏れがあることが認められた。

所は、貸付決定時の審査を適切に行われない。

(西多摩福祉事務所)

(表1) 貸付状況

(単位:円)

番号	種類	金額	期間	償還方法	償還期間
1	修学資金	1,620,000	平成29.4.1～平成32.3.31	平成32.3卒業後6か月据え置き後支払	平成32.10.1～平成42.9.30
2	修学資金	1,858,000	平成29.4.1～平成31.3.31	平成31.3卒業後6か月据え置き後支払	平成31.10.1～平成47.3.31
3	進学支度資金	250,000	平成29.4.1～平成31.3.31	平成31.3卒業後6か月据え置き後支払	平成31.10.1～平成33.10.31

イ 資金償還時の手続を適切に行うべきもの
規則には、償還金の猶予を受けようとする者は、償還金を支払うことが困難であることを証する書類を提出することとされている。
しかしながら、表2の4番については毎月の償還額を減額する理由を証する書類がなく、5番については、償還期間の変更に関する書類を提出していないことが認められた。
すなわち、償還手続を適切に行われた。

(西多摩福祉事務所)

(表2) 償還手続状況

(単位：円)

番号	種類	金額	変更内容
4	修学資金	2,520,000	毎月の償還額変更 (変更前) 毎月20,000円ずつ126回 (変更後) 毎月10,500円ずつ240回
5	就学支度資金・修学資金	5,108,000	償還開始時期変更 (変更前) 平成29.4 (変更後) 平成29.10

(4) 個人負担診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの

北療育医療センターは、診療報酬の患者個人負担分の徴収につき、電話又は郵送等により未納のお知らせを行う(以下「連絡」という。)など、業務の一部を契約により委託している。
ところで、この徴収事務を見たところ、監査日(平成29年5月30日)現在、表3の滞納者につき、個人別の債権管理台帳が作成されておらず、連絡経緯が時系列に記録されていないことが認められたこと、また、債権発生時から直近の連絡まで5か月間連絡していないなど、長期間、連絡を行っていないことが認められたことは、適切でない。
センターは、受託者に債権管理台帳を作成させるなど、債権管理を適切に行われた。

(北療育医療センター)

(表3) 債権管理が適切に行われていなかった案件

滞納者	滞納年月日(平成)	滞納金額合計(円)	連絡等年月日(平成)	案件状況の要約	問題点
1	28.12.28	1,480	28.12.28 29.1.12	受診時に保険証を忘れたため計算できず。平成29.1.12に保険証のコピーが届いたため計算し、支払方法確認中	
2	28.8.31	2,050	28.8.31	歯科システムエラーにより計算できず。計算後連絡し、3月下旬支払うと約束するも納付なし	直近の連絡以来4か月以上連絡していない。
3	28.7.11	1,570	29.1.12	保険証確認できたため計算、支払方法確認中	
4	28.6.16 28.7.15	62,340	28.6.16 ~28.7.16 (計4回)	退院時に窓口で支払に寄らなかったため後日請求。再入院時にも支払がなかつたため通知書送付	
5	28.4.26	1,620	28.4.28	算定漏れとなっていたので家族に電話で知らせたが納付なし	
6	28.12.21	770	28.12.22 29.5.30	歯科システムエラーにより計算できず。計算後連絡し、平成28.12.26に支払うと約束するも納付なし。次の連絡を平成29.5.30に行った。	債権発生後、直近の連絡まで5か月間連絡していない。

(5) 建物管理を適切に行うべきもの

児童相談センター、府中療育センター及び立川児童相談所は、表4のとおり、それぞれ建物管理委託契約を締結している。

ところで、この委託内容を見たところ、次のとおり一部点検又は清掃がされていないものがあることが認められた。

- ① 項番1については、仕様書に定められた厨房について管理上清潔に保つ必要があるにもかかわらず、点検を行っていない。
- ② 項番2については、仕様書において、基本的な作業休業日や箇所ごとに清掃作業回数などを定めているにもかかわらず、仕様書上では作業日となっている土曜日に、清掃作業を行っていない。
- ③ 項番3については、仕様書において、当年度新設したエアコンが対象に含まれておらず、清掃を行っていない。
而センター及びその所は、必要な点検及び清掃について仕様書に定め、仕様書により定められた作業について実施させるなど、建物管理を適切に行われた。

(児童相談センター)
(府中療育センター)
(立川児童相談所)

(表4) 点検及び情報が実施されていない状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額	種別等	実施済	未実施	場所
1	東京都子供家庭総合センター建物管理委託	平成28.4.1～平成29.3.31	68,580,000	送風機等	643か所	7か所	地下厨房等
2	府中療育センター建物管理委託	平成28.4.1～平成29.3.31	35,510,400等	床面清掃等	5,921.7㎡	977.6㎡	管理棟1F等
3	東京都立川児童相談所(本所)建物管理委託	平成28.4.1～平成29.3.31	2,265,840	エアコン	38か所	2か所	食品庫等

(単位：円)

(6) 随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの

財産の買入れに当たって、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)では、予定価格が160万円以下の場合には、随意契約によることできるとされている。

ところで、北療育医療センター(以下「センター」という。)において、契約状況を見たところ、表5のとおり、同時期に同類の物品を随意契約とし、見積者が重複しているものが認められた。

これらの予定価格を合算すると160万円超となることから、競争入札によって契約を締結すべき案件であり、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。

センターは、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。

(北療育医療センター)

(表5) 随意契約の状況

(単位：円)

件名	予定価格・契約自月額	契約締結日	履行期限	見積者	契約相手方
アタラックスーPカブセル25mgPTP外103点の買入れ	1,195,290	平成28.4.1	平成28.4.7	A B C D	A
ポトックス2点の買入れ	1,494,730	平成28.4.1	平成28.4.7	A B C D	A
計	2,690,020				

(7) 百歳訪問事業について

高齢社会対策部では、百歳の長寿者の長寿を祝福し、知事からの記念品と祝状を訪問や配達により贈呈する百歳訪問事業を行っている。

この事業に関連する表6及び表7の各契約について見たところ、以下のとおりであった。

ア 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの

表6の契約について、部は、契約の起案から履行指示までの期間に対象者数が変化したため、契約数量と異なる2,800枚の筆掛を指示し、同数の履行を確認したとしているが、受託者が提出した委託完了届の添付資料には2,969枚と記載されている。実際の履行内容と異なる委託完了届をもって完了検査を合格とし、支出を行ったことは適切でない。

部は、委託契約の完了検査を適切に行われたい。

(高齢社会対策部)

イ 個人情報の安全管理を適切に行うべきもの

表6及び表7の各契約では、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に「部は、(中略)個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。」と取り決めており、部はこれに基づき各受託者に「個人情報の管理体制について」を提出させている。

これらの文書について見たところ、いずれも作成日が委託完了日と一致しており、安全管理体制を書面で確認する前に対象者の個人情報を受託者に引き渡していると認められた。

このことについて、部は、個人情報の安全管理体制について事前に受託者と協議を行ったとしているが、この旨を書面で確認することができず、適切でない。

部は、個人情報の安全管理を適切に行われたい。

(高齢社会対策部)

(表6) 祝状の作成に関連する一部契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約期間	契約数量
平成28年度百歳訪問事業知事祝状の筆掛	298,239	平成28.7.28～平成28.10.31	2,969枚

(表7) 記念品の梱包・発送に関連する一部契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約金額 (推定総金額)	契約期間
平成28年度百歳訪問事業に係る記念品等の梱包・発送業務委託(単価契約)	6,485,292	平成28.8.22～平成28.12.26
平成28年度百歳訪問事業に係る記念品等の梱包・発送業務委託(単価契約)(追加)	75,600	平成28.9.2～平成28.10.21

(8) 食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにすべきもの
 萩山実務学校では、賄材材料の買入に当たり、食品買入業者選定委員会（以下「委員会」という。）を組織して買入業者を選定している。この委員会の会議録等について見たところ、賄材材料のうち乳製品の購入について、仕様書の中で特定の製品名を挙げ、この製品を扱う一者を選定していることが認められた。

特定の製品の購入に当たっては、所長に委任された契約であっても、「指定理由書の取扱いについて」の留意点（昭和50年4月1日付49財経庶務第1566号財務局長通知）の趣旨に沿い、製品を指定する理由を明らかにしておく必要があるが、委員会会議録では製品指定理由について記載はなく、また購入契約手続においても指定理由は示されていない。

このことは、契約事務を公正かつ経済的に行う上で適切でない。
 実務学校は、食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにされたい。

(萩山実務学校)

(9) 災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの

生活福祉部は、最しよの避難者対象の災害救助用食料について、各支庁に対し保管を預託しており、平成28年度に賞味期限切れとなる食料を回収するため、各支庁に対し、郵便小包による着払いで部へ送付するよう依頼している。また、この費用について、食料購入時の箱数をもとに、81万1,300円の子算を確保していたが、精算した結果、8万7,320円の戻入れが発生していた。これについて、部は、防災訓練等に使用したため、回収する箱が減少し戻入れが発生したとしている。

ところで、この精算について見たところ、防災訓練等に使用した手帳を書面により行っており、また、在庫を管理する台帳等への記録もしていないことから、精算時に実際に回収した箱数が不明であることが認められた。

部は、災害救助用食料について、在庫管理などを行い、精算処理を適切に行われたい。

(生活福祉部)

(10) 除草・せん定等の委託に適切に行うべきもの

生活福祉部、女性相談センター、多摩児童相談所及び北児童相談所では、所管する施設を管理するため、除草・せん定等を委託している。

ところで、これらの委託内容を見たところ、表8のとおり、①項番1から5までについては、仕様書に樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積が示されていない、②項番4及び6については、完了時における、除草又は樹木の本数や実施写真などが認められなかった。部、センター及び面所は、除草・せん定等の委託について適切に行われたい。

(表8) 除草・せん定等の委託一覧

項番	契約件名	契約金額	履行期間	契約相手方	所属
1	北高山倉庫外2か所の除草・剪定作業委託	335,340	平成28.9.2～平成28.10.31	E	生活福祉部
2	船橋倉庫高木伐採作業委託	238,680	平成28.9.12～平成28.10.31	E	
3	山谷対策宿泊援護施設なごさ祭の樹木剪定	298,286	平成28.8.2～平成28.9.30	F	女性相談センター
4	樹木の剪定委託	205,200	平成28.6.17～平成28.7.29	G	
5	芝刈り、除草及び樹木剪定等の委託	585,960	平成28.5.30～平成28.11.30	H	多摩児童相談所
6	建物管理委託	2,120,040	平成28.4.1～平成29.3.31	I	

(単位：円)

(生活福祉部)
 (女性相談センター)
 (多摩児童相談所)
 (北児童相談所)

(11) 契約内容の履行確認を適切に行うべきもの

立川児童相談所及び江東児童相談所は、一時保護所の利用者等を対象とした給食調理業務について受託者を見積競争により選定し、食材の購入については、給食調理業務の受託者と別契約を締結している。

食材の購入委託の契約内容には、受託者が調達価格について、食材の種類（肉類・魚類等）ごとに、店頭価格からの割引率が定められている。

食材業者からの納品書を見たところ、面所とも、割引額は記入されていない。面所は、各食材の店頭価格からの割引の状況について、確認を行っておらず、適切でない。

面所は、店頭価格や割引の状況について随時に確認し、契約内容の履行確認を適切に行われたい。

(立川児童相談所)
 (江東児童相談所)

(12) 委託契約の処理を適切に行うべきもの

健康安全部は、表9のとおり、委託契約を締結している。

ところで、この契約について見たところ、仕様書で定める作業の一部が履行期限までに完了していなかったことが認められた。